

監 査 告 示

苫小牧港管理組合監査委員告示第1号

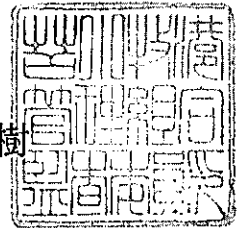
令和元年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果 に基づき講じた措置の公表について

令和元年度苫小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、令和2年1月8日付けで苫小牧港管理組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年1月14日

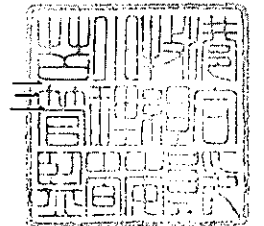
苫小牧港管理組合監査委員

渡 邊 直 樹



苫小牧港管理組合監査委員

小 山 征 三



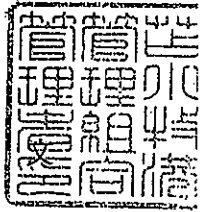
苫小牧港管理組合

監査委員 渡邊直樹様

監査委員 小山征三様

苫小牧港管理組合

管理者 苫小牧市長 岩倉博



令和元年度定期監査に対する措置について（通知）

令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1)	財務事務	
ア	支出事務において、支払が遅延しているものが見られた。	定期監査の結果を踏まえ、今後適切な事務処理を確保するよう、部課長会議により各所属長を通じ職員への周知を図った。 当月支払案件の情報を主管課係長が毎月20日を日途に取りまとめ、主管課および経理担当課の決裁ラインで情報共有するとともに処理状況を確認し、遅延の未然防止を図る。
イ	資金前渡において、精算に必要な領収書がないものが見られた。	ご指摘を踏まえ、領収書の紛失又は添付漏れを防止するため、領収書の保管場所及び保管方法を一定にした。
(2)	財政援助団体等の事務	ア 財政援助団体
ア	(ア) 苫小牧港利用促進協議会 報償費において、支払証拠書類が保管されていないものが見られた。	相手方より提出された請求書書面に受領印の押印を証拠書類としていたが、今後報償費を振込以外の方法で支払う場合は、受領者が押印する受領書を証拠書類とする。受領書書式は作成済みであり、不備が無いよう対処を行う。
		イ 出資団体
イ	(ア) 一般社団法人日高管内漁業振興協会 領収書が保管されていないものが見られた。	左記協会に指摘事項を伝達し、事務に誤りのないよう指導した。今後の定期監査時においても、同様の事案について留意しながら検査を実施するとともに、他の事務についても適正な処理が行われるよう指導を行っていく。